令和７年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見書

和歌山市監査委員

この意見書は、表紙、令和８年９月２日付け和監査第５８号、
目次及び凡例を頁番号に含んでいます。

和監査第５８号
令和８年９月２日
（２０２６年）

和歌山市長　尾　﨑　太　郎　様

和歌山市監査委員　森　田　昌　伸
同　上　寒　川　　篤
同　上　西　風　章　世
同　上　丹　羽　直　子

令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その意見を次のとおり提出する。

目　　次

第１　審査の種類・・・

凡　例

1　金額は、原則として千円単位で表示し、単位未満は四捨五入した。

2　文中及び表中並びに図中の比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）」で規定される算定基準に基づき小数点以下を表示している。

3　ポイントとは、パーセンテージ間の単純差引値である。

4　文中及び表中の「公営企業会計」とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２条第１号イ及びロに規定する法適用企業及び法非適用企業に係る特別会計の総称である。

5　各表中の符号の用法は、特別に表示のあるものを除き、原則として次のとおりである。

「－」･･･該当数値がないもの

「△」･･･負数を示し、増減を示すときは減を表す。

令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第１　審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項に規定された健全化判断比率審査及び資金不足比率審査

第２　審査の対象

令和７年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計等の区分

区分			会計名等	比率				
一般会計等			一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	一般会計等に属する特別会計		土地区画整理事業特別会計 住宅改修資金貸付事業特別会計 住宅新築資金貸付事業特別会計 宅地取得資金貸付事業特別会計 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 直轄事業用地先行取得事業特別会計					
公営事業会計			国民健康保険事業特別会計 駐車場管理事業特別会計 介護保険事業特別会計 後期高齢者医療特別会計					
	公営企業会計	法適用	水道事業会計 工業用水道事業会計 公共下水道事業会計 農業集落排水事業会計 漁業集落排水事業会計					資金不足比率
		法非適用	卸売市場事業特別会計					
一部事務組合・広域連合			和歌山地方税回収機構 和歌山県後期高齢者医療広域連合 和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合					
第三セクター等								

第３　審査の期間

令和８年７月２１日から同年８月４日まで

第４　審査の着眼点及び実施内容

令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ計数が正確であるかを主たる着眼点として審査を行った。

また、審査については、関係課が所管する諸帳簿との照合及び関係職員から説明を聴取し和歌山市監査基準に準拠して実施した。

第５　審査の結果

１　総合意見

審査に付された令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ計数は正確であることを認めた。

本年度は、前年度と比較すると全ての健全化判断比率において改善はしているが、今後の施設整備などの多額の費用を見据え、引き続き効率的で健全な財政運営に取り組まれたい。

２　個別意見

（１）健全化判断比率

（単位：%）

	令和7年度決算に基づく比率	令和6年度決算に基づく比率	対前年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	― （△3.41）	― （△2.99）	↗ 0.42ポイント	11.25	20.00
連結実質赤字比率	― （△13.90）	― （△12.55）	↗ 1.35ポイント	16.25	30.00
実質公債費比率	9.5	9.8	↗ 0.3 ポイント	25.0	35.0
将来負担比率	73.4	79.3	↗ 5.9 ポイント	350.0	

（注）　実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、算定されていない。（　）内の数値は、黒字を負数で表示した場合の比率である。↗ は改善を示す。↘ は悪化を示す。

ア　実質赤字比率について

令和７年度の実質赤字比率は、前年度と同様、実質収支額が黒字であるため算定されておらず、早期健全化基準の 11.25％を下回っている。なお、黒字を負数で表示した場合の比率はマイナス 3.41％で、前年度と比較して 0.42 ポイント改善している。

イ　連結実質赤字比率について

令和７年度の連結実質赤字比率は、前年度と同様、連結実質収支額が黒字であるため算定されておらず、早期健全化基準の 16.25％を下回っている。なお、黒字を負数で表示した場合の比率はマイナス 13.90％で、前年度と比較して 1.35 ポイント改善している。

ウ　実質公債費比率について

令和７年度の実質公債費比率（３か年平均）は 9.5％で、早期健全化基準の 25.0％を下回っている。なお、比率は前年度と比較して 0.3 ポイント改善している。

エ　将来負担比率について

令和７年度の将来負担比率は 73.4％で、早期健全化基準の 350.0％を下回っている。なお、比率は前年度と比較して 5.9 ポイント改善している。

（２）資金不足比率

（単位：％）

公営企業会計		令和7年度決算に基づく比率	令和6年度決算に基づく比率	対前年度	経営健全化基準
法適用	水道事業会計	ー	ー	ー	20.0
	工業用水道事業会計	ー	ー	ー	
	公共下水道事業会計	ー	ー	ー	
	農業集落排水事業会計	ー	ー	ー	
	漁業集落排水事業会計	ー	ー	ー	
法非適用	卸売市場事業特別会計	ー	ー	ー	

（注）　資金不足額が生じていない会計の比率は、算定されていない。

全ての公営企業会計について、資金不足額が生じていないため資金不足比率は算定されていない。

― 参　考 ―

1　健全化判断比率について

令和７年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、次のとおりである。

（１）実質赤字比率

ア　実質赤字比率の状況

実質赤字比率は、一般会計等に区分される会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率を示すものである。実質赤字比率及び各会計の実質収支額の状況は、次式及び次表のとおりである。

（△ 3.41%）	（△ 3,013,111千円）
実質赤字比率	①一般会計等の実質赤字額
―% ＝	**0千円**
	88,225,485千円
	②標準財政規模

（単位：千円、%）

会計名			実質収支額		増減
			令和7年度	令和6年度	
一般会計等		一般会計	3,751,074	3,361,400	389,674
	一般会計等に属する特別会計	土地区画整理事業特別会計	3,310	0	3,310
		住宅改修資金貸付事業特別会計	△ 17,176	△ 23,835	6,659
		住宅新築資金貸付事業特別会計	△ 527,658	△ 549,488	21,830
		宅地取得資金貸付事業特別会計	△ 209,070	△ 222,828	13,758
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	12,007	12,621	△ 614
		直轄事業用地先行取得事業特別会計	624	0	624
合計			3,013,111	2,577,870	435,241
実質赤字額　①			―	―	―
標準財政規模　②			88,225,485	86,038,362	2,187,123
実質赤字比率　①/②			**―** （△ 3.41）	**―** （△ 2.99）	△ 0.42

（注）（　）内の数値は、各会計の実質収支額の合計の黒字を負数で表示した場合の比率である。

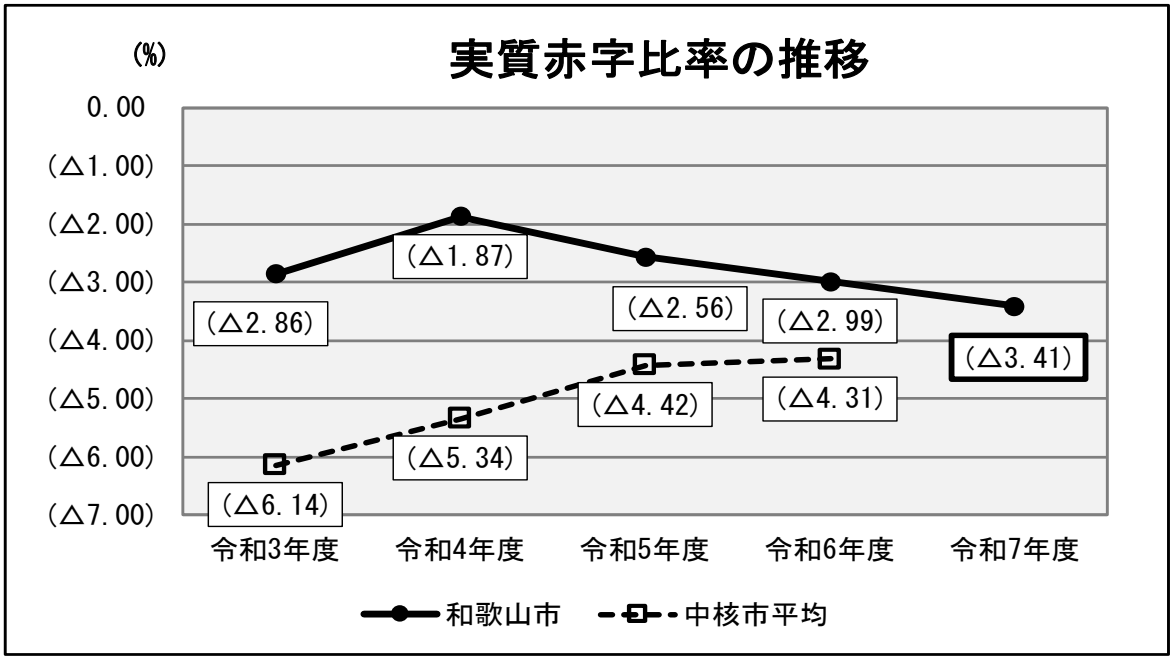
一般会計等に区分される実質収支額の合計は 30 億 1,311 万 1 千円の黒字であり、実質赤字比率は算定されていない。

また、実質収支額の合計の黒字が前年度に比べ 4 億 3,524 万 1 千円増加したことにより、黒字を負数で表示した場合の実質赤字比率は、0.42 ポイント改善している。

なお、健全化判断比率の算定において、各比率の分母の基礎となる標準財政規模は、882 億 2,548 万 5 千円（内訳：標準税収入額等 683 億 7,585 万 1 千円、普通交付税額 198 億 4,963 万 4 千円）で、前年度に比べ 21 億 8,712 万 3 千円増加している。

イ　中核市平均（前年度数値）との比較

和歌山市及び中核市平均の実質赤字比率の推移は、次図のとおりである。



（注）（　）内の数値は、一般会計等に区分される会計の実質収支額の合計の黒字を負数で表示し、標準財政規模に対する比率を算定したものである。

黒字を負数で表示した場合の実質赤字比率について、令和 7 年度の本市の比率（△3.41%）を前年度の中核市平均（△4.31%）と比べると、0.9 ポイント悪い状況である。

（２）連結実質赤字比率

ア　連結実質赤字比率の状況

連結実質赤字比率は、全ての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、本市の財政全体の健全度を示すものである。連結実質赤字比率並びに各会計の実質収支額、資金不足額及び資金剰余額（以下「実質収支額等」という。）の状況は、次式及び次表のとおりである。

（△ 13.90%）　　（△ 12,269,497千円）

連結実質赤字比率　　①連結実質赤字額

―%　＝　**0千円** ／ **88,225,485千円**

②標準財政規模

（単位：千円、%）

会計名等				実質収支額等		増減
				令和7年度	令和6年度	
一般会計等				3,013,111	2,577,870	435,241
公営事業会計			国民健康保険事業特別会計	1,651,382	1,769,951	△ 118,569
			駐車場管理事業特別会計	△ 1,329,941	△ 1,353,632	23,691
			介護保険事業特別会計	671,561	624,626	46,935
			後期高齢者医療特別会計	239,098	231,843	7,255
	公営企業会計	法適用	水道事業会計	2,078,705	1,473,915	604,790
			工業用水道事業会計	5,503,889	5,423,996	79,893
			公共下水道事業会計	377,255	0	377,255
			農業集落排水事業会計	30,978	28,660	2,318
			漁業集落排水事業会計	26,574	24,726	1,848
		法非適用	卸売市場事業特別会計	6,885	0	6,885
合計				12,269,497	10,801,955	1,467,542
連結実質赤字額　①				―	―	―
標準財政規模　②				88,225,485	86,038,362	2,187,123
連結実質赤字比率　①/②				**―** (△ 13.90)	**―** (△ 12.55)	△ 1.35

（注）１　一般会計等に区分される各会計の実質収支額の状況は、前述の１－(1)－ア実質赤字比率の状況のとおりである。

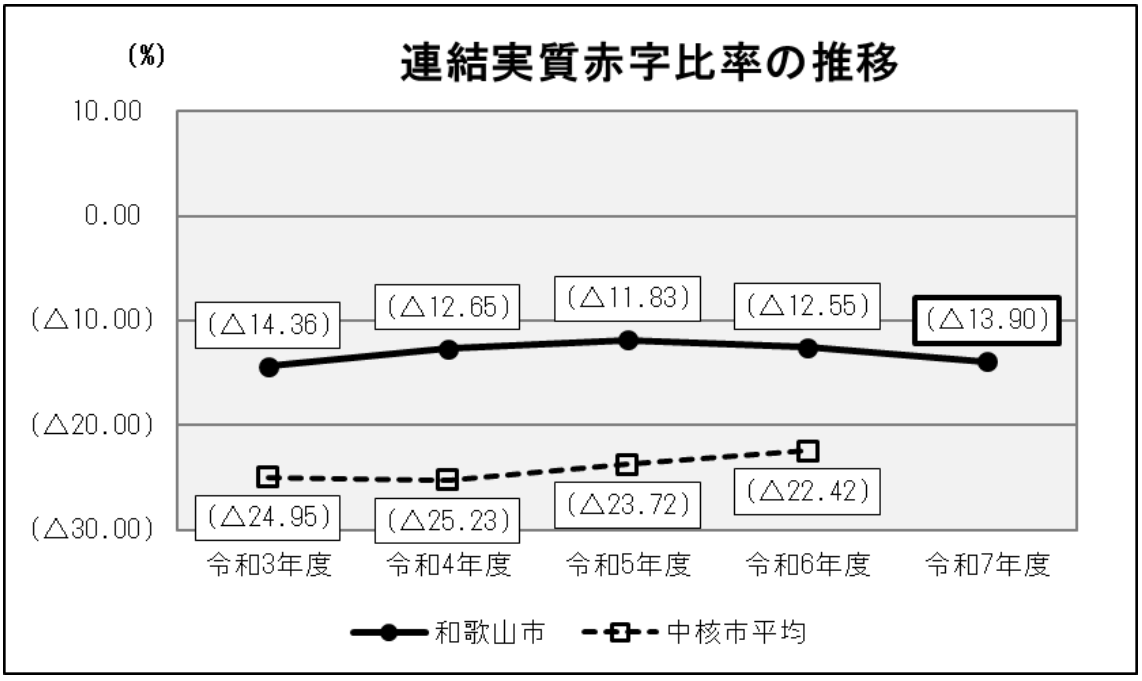
２　（ ）内の数値は、各会計の実質収支額等の合計の黒字を負数で表示した場合の比率である。

各会計の実質収支額等の合計は 122 億 6,949 万 7 千円の黒字となり、連結実質赤字比率は算定されていない。

また、実質収支額等の合計の黒字が前年度に比べ 14 億 6,754 万 2 千円増加したことにより、黒字を負数で表示した場合の連結実質赤字比率は、1.35 ポイント改善している。

イ　中核市平均（前年度数値）との比較

和歌山市及び中核市平均の連結実質赤字比率の推移は、次図のとおりである。



（注）　（　）内の数値は、連結実質赤字比率の対象となる会計の実質収支額等の合計が黒字の場合、黒字を負数で表示し、標準財政規模に対する比率を算定したものである。

黒字を負数で表示した場合の連結実質赤字比率について、令和 7 年度の本市の比率（△13.90%）を前年度の中核市平均（△22.42%）と比べると、8.52 ポイント悪い状況である。

（３）実質公債費比率

ア　実質公債費比率の状況

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率の３か年平均値である。実質公債費比率の状況は、次式及び次表のとおりである。

実質公債費比率（単年度）

$$9.05144\% = \frac{\text{①元利償還金 16,775,670千円} + \text{②準元利償還金 5,696,347千円} - \text{③特定財源 4,183,490千円} - \text{④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 11,328,221千円}}{\text{⑤標準財政規模 88,225,485千円} - \text{④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 11,328,221千円}}$$

実質公債費比率（3か年平均）

$$9.5\% = (\text{令和7年度 } 9.05144\% + \text{令和6年度 } 9.64916\% + \text{令和5年度 } 10.02006\%) \div 3$$

（単位：千円、％）

区　　分		令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
元利償還金	①	16,775,670	17,166,365	16,890,697	16,466,516
準元利償還金	②	5,696,347	5,589,343	5,578,021	5,597,555
公営企業に係る地方債の償還の財源に充てた繰入金		5,696,328	5,589,248	5,577,926	5,597,352
公債費に準ずる債務負担行為に係る支出額		19	95	95	203
一時借入金の利子		0	0	0	0
特定財源	③	4,183,490	4,250,591	3,913,864	3,768,163
国や県からの利子補給		0	0	0	0
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金		108,664	122,374	119,429	98,216
公営住宅使用料		0	0	0	0
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税		3,245,545	3,286,239	3,306,768	3,278,473
その他		829,281	841,978	487,667	391,474
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	④	11,328,221	11,292,795	11,246,719	11,233,942
標準財政規模	⑤	88,225,485	86,038,362	84,181,773	82,880,989
実質公債費比率（単年度）（①+②−③−④）／（⑤−④）		9.05144	9.64916	10.02006	9.85660
実質公債費比率（３か年平均）		**9.5**	9.8	9.5	9.4

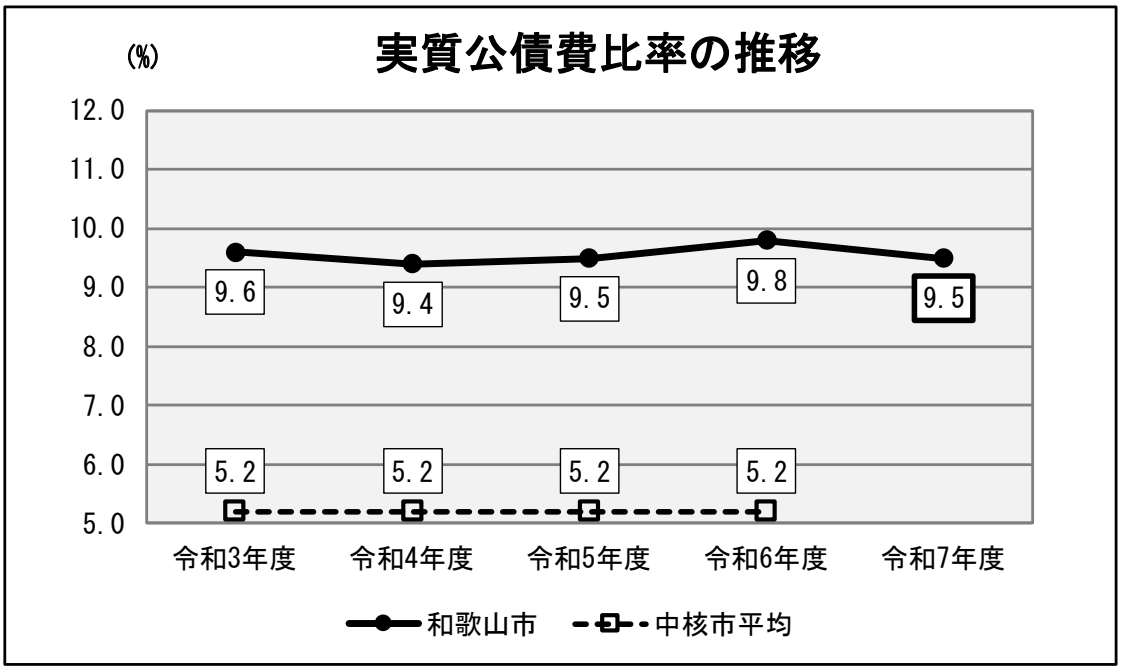
（注）元利償還金は、繰上償還額及び借換債を財源として償還した額を除いた一般会計等に係る公債費である。

令和７年度の単年度の実質公債費比率は 9.05％で、前年度に比べ 0.6 ポイント改善している。

また、令和５年度から令和７年度までの３か年平均の実質公債費比率は 9.5％で、前年度と比べ 0.3 ポイント改善している。

イ　中核市平均（前年度数値）との比較

和歌山市及び中核市平均の実質公債費比率（３か年平均）の推移は、次図のとおりである。



（注）　中核市平均は、総務省が公表している財政状況資料集の市町村財政比較分析表に掲載されている数値である。

実質公債費比率について、令和７年度の本市の比率（9.5％）を前年度の中核市平均（5.2％）と比べると、4.3 ポイント悪い状況である。

（４）将来負担比率

ア　将来負担比率の状況

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、将来、本市の財政を圧迫する程度を示すものである。将来負担比率の状況は、次式及び次表のとおりである。

将来負担比率

73.4%

$$= \frac{\text{①将来負担額 253,305,973千円} - \text{②充当可能財源等 196,850,526千円}}{\text{③標準財政規模 88,225,485千円} - \text{④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 11,328,221千円}}$$

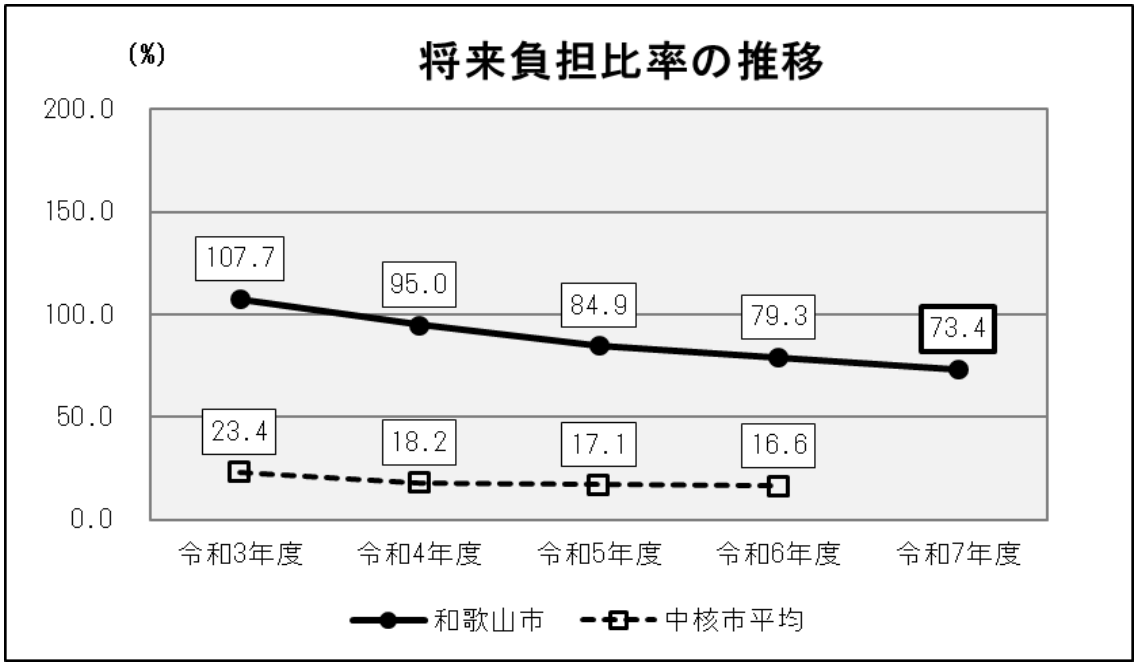
（単位：千円、％）

区　　分		令和7年度	令和6年度	増　　減
将来負担額	地方債の現在高	166,574,558	172,221,318	△ 5,646,760
	債務負担行為に基づく支出予定額	4	6	△ 2
	公営企業債等繰入見込額	68,178,106	70,407,937	△ 2,229,831
	組合等負担見込額	－	－	－
	退職手当負担見込額	18,553,305	17,376,159	1,177,146
	設立法人の負債額等負担見込額	－	－	－
	連結実質赤字額	－	－	－
	組合等連結実質赤字額負担見込額	－	－	－
	合　　計　①	253,305,973	260,005,420	△ 6,699,447
充当可能財源等	充当可能基金	30,650,876	26,645,492	4,005,384
	充当可能特定歳入	35,772,335	37,981,176	△ 2,208,841
	うち都市計画税	35,292,821	37,297,575	△ 2,004,754
	基準財政需要額算入見込額	130,427,315	136,095,592	△ 5,668,277
	合　　計　②	196,850,526	200,722,260	△ 3,871,734
標準財政規模　③		88,225,485	86,038,362	2,187,123
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額　④		11,328,221	11,292,795	35,426
将来負担比率　（①-②）／（③-④）		**73.4**	79.3	△ 5.9

将来負担比率は、将来負担額から充当可能財源等を控除した 564 億 5,544 万 7 千円を標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した 768 億 9,726 万 4 千円で除した結果 73.4%となり、前年度に比べ 5.9 ポイント改善している。

イ　中核市平均（前年度数値）との比較

和歌山市及び中核市平均の将来負担比率の推移は、次図のとおりである。



（注）　中核市平均は、総務省が公表している財政状況資料集の市町村財政比較分析表に掲載されている数値である。

将来負担比率について、令和 7 年度の本市の比率（73.4%）を前年度の中核市平均（16.6%）と比べると、56.8 ポイント悪い状況である。

２　資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業会計に区分される会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率を示すものである。また、資金不足額とは、一般会計等の実質赤字に相当するものとして公営企業会計ごとに算定した額である。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

令和７年度決算では、全ての公営企業会計について、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されていない。

なお、公共下水道事業会計の資金不足比率の状況は、次のとおりである。

（１）公共下水道事業会計

公共下水道事業会計の資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

公共下水道事業会計

（単位：千円、％）

区　　分		令和7年度	令和6年度	増　　減
流動負債－控除企業債等	①	2,497,664	2,129,936	367,728
算入地方債の現在高	②	0	0	0
流動資産－控除財源等	③	2,874,919	1,484,493	1,390,426
（資金不足　①+②-③）		△ 377,255	645,443	△ 1,022,698
解消可能資金不足額		－	5,681,402	△ 5,681,402
資金不足額	④	－	－	－
事業規模	⑤	6,192,462	5,868,807	323,655
資金不足比率	④/⑤	－	－	－

（注）１　算入地方債の現在高とは、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債残高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額のことをいう。

２　解消可能資金不足額とは、事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額のことをいう。

公共下水道事業会計については、（流動負債－控除企業債等）から（流動資産－控除財源等）を控除し、算入地方債の現在高を合算した結果、資金不足となっていないため、解消可能資金不足額は算定されず、また、前年度と同様に資金不足比率についても算定されていない。

なお、令和６年度における解消可能資金不足額については、投資された施設の残存耐用年数の期間内に見込める経常利益額によって将来解消できる資金不足を算定する方式（減価償却前経常利益による耐用年数以内負債償還可能額算定方式）が用いられている。